

総合評価落札方式について

1 総合評価落札方式

(1) 落札者候補者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「技術提案」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算定方法

評価値は入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

イ 配点

標準点 100 点を付与するものとし、加算点の最高点は 23 点とする。

(3) 評価の基準

ア 企業の技術力

評価基準		配点		満点
企業の施工能力	官公庁発注の過去10か年度（平成17年度から26年度）の同種工事の施工実績 * 元請として（JV工事も含む。）の施工実績数を評価する。 * 同種工事とは建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく建築工事業の工事とする。 * 契約金額5,000万円未満の工事は、加算対象としない。 * JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。	同種実績2件以上	2	2点
		同種実績1件	1	
		同種実績なし	0	
春日井市発注の過去5か年度（平成22年度から26年度）の工事成績	春日井市が法の規定に基づく建築工事業の工事として発注した工事の成績の平均点を評価する。 * JV工事は加算対象としない。	78点以上	3	3点
		78点未満75点以上	2	
		75点未満72点以上	1	
		上記以外	0	

	官公庁が法の規定に基づく建築工事業の工事として発注した工事の過去10か年度（平成17年度から26年度）における優良工事表彰 * JV工事は、出資割合20%以上の場合、実績とみなす。	2件以上あり	2	2点
		1件あり	1	
		なし	0	
	I S O9000シリーズ認証取得の有無 * 契約先となる本店が認証されていること。	あり	1	1点
なし	0			
配置技術者の能力	官公庁発注の過去10か年度（平成17年度から26年度）の同種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工実績 * 元請として（JV工事も含む。）の工事について、配置技術者となる主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験を評価する。 * 同種工事とは法の規定に基づく建築工事業の工事とする。 * 契約金額5,000万円未満の工事は、加点対象としない。 * JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。 * 現在属していない企業での実績も認める。 * 技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない	同種実績2件以上	2	2点
		同種実績1件	1	
同種実績なし		0		
	春日井市発注の過去5か年度（平成22年度から26年度）の主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績 * 春日井市が法の規定に基づく建築工事業の工事として発注した工事について、配置技術者となる主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績を1件評価する。 * 現在属していない企業での実績も認める。 * JV工事は、代表構成員の場合のみ実績とみなす。 * 技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない	78点以上	3	3点
		78点未満75点以上	2	
		75点未満72点以上	1	
		上記以外	0	

イ 企業の信頼性・社会性

評価基準		配点		満点
地域精進度・地域貢献度	過去5か年度（平成22年度から26年度）の市内でのボランティア活動の実績 * 企業として行った活動を対象とする。	実績あり	1	1点
		実績なし	0	
	障がい者の雇用率 * 公告日現在の障がい者の雇用率を評価する。	4%以上	1	1点
		4%未満	0	
	市内在住者の雇用率 * 入札参加資格審査申請書提出時の常勤従業員数に対する平成27年1月1日現在の春日井市内在住の従業員数の雇用率を評価する。	50%以上	1	1点
		50%未満	0	
災害協定締結の有無 * 技術資料等の提出期限現在、春日井市との間で締結した災害協定（加入している建設業関係団体を含む。）の有無を評価する。	締結あり	1	1点	
	締結なし	0		

ウ 技術提案（簡易な施工計画）

【課題】 公民館の施設利用者に配慮した「工事期間中の養生又は安全対策」についての施工計画

評価基準	配点			満点
公民館の施設を開放したままの工事のため、工事期間中の養生又は安全対策について、本工事の特徴を踏まえ、確実に実施できる配慮事項が具体的に記載されており、適切で有効な場合に評価する。	優	養生又は安全対策に関し具体的な提案事項が5項目以上明記されている。	6	6点
	良	養生又は安全対策に関し具体的な提案事項が3から4項目明記されている。	3	
	可	養生又は安全対策に関し具体的な提案事項が1から2項目明記されている。	1	

2 総合評価技術資料申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込みをした者は、加算を受けるため必要となる書類を次のとおり作成し、平成27年6月5日（金）午後4時までに持参又は郵送（必着）で提出すること。提出された書類は、申請者に返却しない。

(1) 評価技術資料申請書及び関係書類

総合評価技術資料申請書を表紙とし、加算を受けようとする項目のみ提出するものとする。

評価項目		提出書類等
企業の施工能力	官公庁発注の過去10か年度の同種工事の施工実績	施工実績を確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
	春日井市における過去5か年度の工事成績	提出するものなし
	官公庁発注の過去10か年度における優良工事表彰	確認できるものの写し及び発注業種区分が確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
	ISO9000 シリーズ認証取得の有無	認定書の写し
配置技術者の能力	官公庁発注の過去10か年度の同種工事の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工実績	施工実績及び配置技術者が当該工事に従事したことが確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
	春日井市発注の過去5か年度の主任（監理）技術者又は現場代理人の工事成績	施工実績及び配置技術者が当該工事に従事したことが確認できるもの（工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）
・	過去5か年度の市内でのボランティア活動の実績	確認できるものの写し

障がい者の雇用率	障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者雇用状況申請書（あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の「入札情報サービス」の「入札公告」に掲載）
市内在住者の雇用率	提出するものなし
災害協定締結の有無	確認できるものの写し

ア 提出場所

春日井市総務部総務課

(2) 技術提案資料

参加申込みをした者は必ず提出するものとする。

課題	公民館の施設利用者に配慮した「工事期間中の養生又は安全対策」についての施工計画
工事の特徴	本工事は、公民館の施設を開放しながら行う改修工事である。近隣建物や施設利用者に配慮しながら改修工事を行う必要があり、外壁改修及びエレベーター改修施工時に利用者と交錯するため、工事期間中の養生に関し細心に配慮された施工計画が必要である。
発注者が提案している標準案	設計図書及び平成25年版公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）による。
記述上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ① 「標準案どおり」のみの記載等、課題に対して具体的な提案のない記載の場合は、入札参加資格を認めない。 ② 技術提案は確実に実施できる内容であり、技術提案項目数は10項目までとすること。 ③ 工事内容を十分把握したうえ、現地に即した対応策を具体的に提案すること。 ④ 関係機関協議が必要な提案、「～の場合、」といった条件付の提案、及び抽象的で施工の確認ができない提案は評価しない。 ⑤ 標準案より優れた提案であっても、過大なコスト負担のかかる技術提案は、優位な評価をしない。 ⑥ 記述は、原則1ページに収めること。規定ページ数を超えた部分の評価はしない。 ⑦ 説明図を必要とする場合は、A4用紙2ページ以内に記入し、添付資料として提出すること。規定ページ数を超えた部分の評価はしない。

ア 提出場所

春日井市財政部管財契約課